



一般廃棄物処理業許可証

令和6年 3月19日

ビルド商事株式会社

代表取締役 梅 宮 吉 男 様

矢祭町長 佐川 正一郎



令和6年 3月15日付で申請のあった一般廃棄物処理業については、下記により許可します。

記

この許可書写しは情報開示の一環としてホームページに公開した

もので、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第8条の4

1、廃棄物の種類 一般廃棄物（可燃物・不燃物）

(委託契約に添付すべき書類)には該当しません。

2、許可の期間 令和6年 4月 1日 ~ 令和8年 3月31日

また、この許可証写しを利用した営業活動及びそれに類する行為

3、収集区域 矢祭町全域

を禁じます。

4、処理方法 東白衛生組合の指示に従うこと。

5、取扱料金 東白衛生組合手数料条例の定めるところによる。 **ビルド商事株式会社**

6、その他

① 廃棄物の処理及び清掃に関する法律及び矢祭町廃棄物の処理及び清掃に関する条例、規則に違反する行為をした場合は許可を取り消すものとする。

② 許可証は、他人に貸与又は譲渡してはならない。

③ 許可証を亡失又は毀損したときは、直ちにその自由を記載し町長に届け出て再交付を受けなければならない。